

固定資産台帳の概要

1 令和5年度末公表の固定資産台帳の対象

令和5年12月31日現在の固定資産台帳について、以下の資産種別に分けて整備しています。

- (1) 事業用資産（庁舎、学校、住区センター等）の土地／建物／工作物^{※1}
- (2) インフラ資産（道路、橋梁、公園等）の土地／建物／工作物^{※1}

※1 工作物：柵、フェンスなど

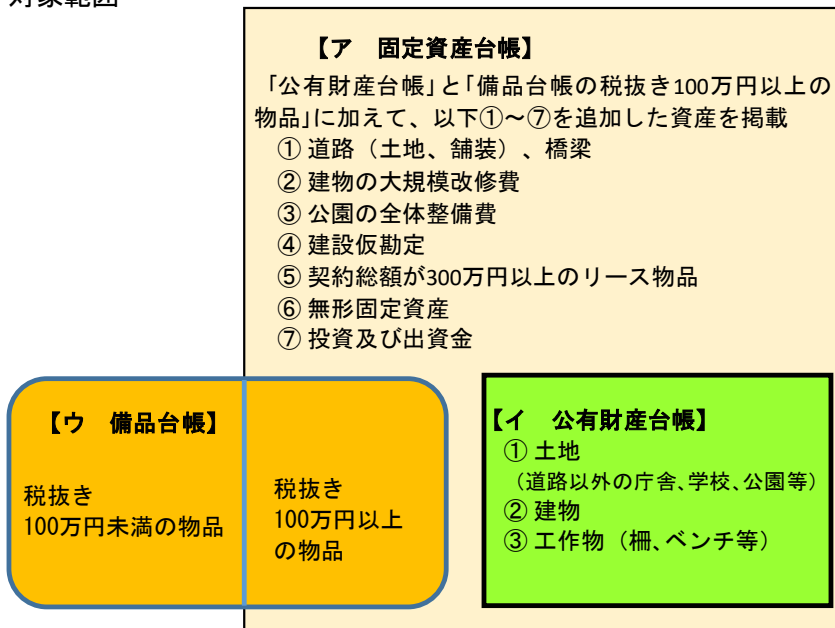
- (3) 事業用資産及びインフラ資産の建設仮勘定^{※2}

※2 建設仮勘定：公共施設の建設工事など、設計から工事の完了までに2年以上の期間を要する案件は、一時的に「建設仮勘定」科目に積み上げ、工事完了後に「本来の勘定科目（建物等）」に振り替えています。

- (4) 税抜き100万円以上の物品
- (5) 契約総額が300万円以上のリース物品
- (6) 無形固定資産（ソフトウェア、著作権）
- (7) 投資及び出資金

2 参考（資産に関する各台帳の違い）

(1) 対象範囲



(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の金額の違い

固定資産台帳の 取得価額	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産台帳の取得価額は、購入時の金額。 ただし、公会計制度開始前の平成19年度以前の土地取得価額は、固定資産税評価額（時価の70%設定）のため、公有財産台帳よりも低い額となっている。 ② 取得後に資産の再評価を行わない。 ③ 設計費等の付随費用を含む。
公有財産台帳の 評価額	<ul style="list-style-type: none"> ① 公有財産台帳の取得価額は、購入時の金額。 ② 取得後に資産の再評価を行う（3年ごと）。 ③ 設計費等の付随費用は含まない。